

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

令和4年3月17日
(一部改正 令和4年3月18日)

1.濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（R4.3.16 国通知の概要）	大阪府の現状	今後の対応
<p>（1）同一世帯内で感染者が発生した場合 ○保健所等は濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。（代替法：同居者が濃厚接触者となる旨SMSで周知） ○待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能。（7日間は、自身による健康状態の確認等を求める。）</p>	<p>○感染者から濃厚接触者に告知 ○従来の通知に基づき社会機能維持者のみ待機期間の短縮可能</p>	<p>○通知どおりに変更</p>
<p>（2）事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く） ○保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。 ○事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。 ○事業所等で陽性者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。 ○感染対策を行わない飲食等を共にした接触者は、一定の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる。</p>	<p>○事業所自ら濃厚接触者の判断・外出自粛を依頼 ○外出自粛を依頼 ○感染リスクの高い行動自粛の周知 ○対応済み</p>	<p>○通知どおりに変更</p>
<p>（3）ハイリスク施設（入院医療機関、高齢者・障がい児者入所施設）で感染者が発生した場合 ○都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。 ○濃厚接触者である従事者は一定の条件の下で毎日検査により出勤可能。</p>	<p>○対応済み（※医療機関を除く） ○対応済み</p>	<p>○現状どおり</p>
<p>（4）保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び特別支援学校で感染者が発生した場合 ※中学校・高校は文部科学省の通知（R4.3.17）において、1.(2)の取扱いと記載 ○濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。 ○濃厚接触者である従事者は一定の条件の下で毎日検査により出勤可能。</p>	<p>○濃厚接触者の特定は施設に依頼。外出自粛を依頼 ○従来の通知に基づき医療・介護従事者で実施済</p>	<p>○現状どおり（中学校・高校は調整中） ○通知どおりに変更</p>
2.積極的疫学調査の見直し（R4.3.16 国通知の概要）	大阪府の現状	今後の対応
<p>（1）基本的な考え方 ○積極的疫学調査は重症化リスクの高い施設（入院医療機関、高齢者・障がい児者入所施設）に集中的に実施。 ○入院医療機関・高齢者・障がい児者入所施設は、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施。</p>	<p>○対応済み</p>	<p>○対応済み</p>
<p>（2）発生届に基づく保健所等の対応 ○感染者に対して、My HER-SYSを積極的に活用し、重症化リスクの高い感染者に重点的に連絡。 ○発生届又はMy HER-SYS等の内容により重点的に健康観察を行う対象者の判断が可能な場合は聴取り調査は必ずしも行う必要ない。濃厚接触者特定のための詳細な聴取り調査も必ずしも行う必要ない。 ○一律、感染者の同居者は濃厚接触者として取扱う旨周知する。感染対策の継続や受診の仕方、体調の変化の速やかな医療機関受診などについても周知に努める</p>	<p>○対応済み</p>	<p>○対応済み</p>
<p>（3）ハイリスク施設からの報告に基づく都道府県等及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等の対応 ○発生届とは別に感染者が1名以上発生した場合に都道府県感染制御・業務継続支援チーム等報告（感染管理体制、ワクチン接種状況、濃厚接触者の有無等） ○施設からの報告に基づき必要に応じて積極的疫学調査を実施。前述のチーム等と連携しての対応、調査の人材不足については専門家派遣による人材確保に努める。</p>	<p>○対応済み（※医療機関を除く）</p>	<p>○現状どおり</p>